

消費生活センターだより

第81号
令和3年7月

屋根工事の訪問販売に注意しましょう！



事例

近所で工事をしているという業者が「屋根瓦が剥がれているのを見つけたので訪問した」と言って突然来訪した。点検は無料とのことだったので、点検だけのつもりで依頼をしたら、「このままだと雨漏りがする」と言われ契約を急がされた。

近所の工務店に見積もりを依頼したが、「忙しくてすぐには見積もりに行けない」と言われ、来訪した業者は親切な対応であったことや直ぐに修理してくれるとのことだったので、契約をすることにした。後日足場を組まれて家族に知られ、家族から高額な契約だと反対されたので解約をしたい。

【センターでの対応】

「住みいるダイヤル」に契約内容を確認したら、適切な工事とは言えず金額も高額と判断されるものでした。契約書面を受け取ってから8日間以内であればクーリング・オフが可能です。今回は不適切な工事をせずに済みました。

【注意するポイント】

- ・台風や大雨などの自然災害により修理が必要になった場合は、地元業者に依頼をしようとしても損害を受けた家屋が多いため、地元業者が対応できず多少の損害を我慢している方が多いのが現状です。すぐに修理してくれるという業者に心が揺れますが、突然の勧誘には冷静に判断する時間を取り、見積もりは2～3社から取り比較検討しましょう。
- ・別の勧誘で、火災保険を使えば実質無料で屋根工事ができると保険申請代行契約を勧誘されるケースがあります。キャンセル料が高額（保険金の40～50%）でトラブルが多発しています。まずは保険会社に自身で相談をしましょう。
- ・被害に遭う方は高齢者だけの世帯が多いので、ご家族は1週間に1度は高齢者の様子を伺うようにし、万が一の時に被害の救済ができるようにしましょう。

※『住みいるダイヤル』の相談窓口電話番号は0570-016-100です。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019